

大分大学教育学部附属小学校校則

平成16年4月1日制定

平成16年教育福祉科学部規程第18号

(趣旨)

第1条 この校則は、大分大学学則（平成16年規則第8号）第4条第4項の規定により、大分大学教育学部附属小学校（以下「附属小学校」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 附属小学校は、心身の発達に応じ、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すとともに、次の各号に掲げる任務を果たすことを目的とする。

- (1) 教育学部における児童の教育に関する研究に協力し、教育学部の計画に従い、学生の実習の実施に当たること。
- (2) 教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究協力及び教育研究の成果の交流を行うこと。
- (3) 地域の先進的・先導的なモデル校として、地域の教育委員会等と連携して実践し、情報を発信する。

(入学定員及び学級数)

第3条 附属小学校の入学定員、収容定員及び学級数は次表のとおりとする。

入学定員	収容定員	学級
90人	540人	3

(職員)

第4条 附属小学校に、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び事務職員を置く。

- 2 校長は、教育学部長の監督の下、校務をつかさどり職員を監督する。
- 3 校長は、附属学校園連携統括長と大分大学教育学部附属学校園連携統括長規程（平成27年教育福祉科学部規程第6号）第2条に規定する事項について協議し、推進する。
- 4 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。
- 5 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、及び児童の教育をつかさどる。
- 6 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、教諭その他の職員に対し、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 7 教諭は、児童の教育をつかさどる。
- 8 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。
- 9 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- 10 事務職員は、事務に従事する。

(主任等)

第5条 附属小学校に、教務主任、学年主任、保健主事、研究主任及び教育実習主任（以下「主任等」という。）を置き、教諭をもって、これに充てる。

- 2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 保健主事は、校長の監督を受け、保健に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。
- 5 研究主任は、校長の監督を受け、研究計画の立案その他の研究推進に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 6 教育実習主任は、校長の監督を受け、学生の実習に関する事項について連絡調整及び指導

導，助言に当たる。

(主任等の任命及び任期)

第6条 前条に規定する主任等は，校長が命ずる。

第7条 主任等の任期は，毎年4月1日から1年とする。ただし，再任することを妨げない。

2 任期の中途において主任等を命ぜられた者の任期は，前任者の残任期間とする。

(職員会議等)

第8条 附属小学校に，校長の職務の円滑な執行に資するため，職員会議及び運営委員会を置くことができる。

2 職員会議及び運営委員会の運営等に関し必要な事項は，別に定める。

(学校評議員)

第9条 附属小学校に，校長が学校運営に関し意見を求めるため，学校評議員を置く。

2 学校評議員に関する事項については，別に定める。

(学校評価)

第10条 附属小学校は，教育活動その他学校運営の状況について，自ら評価を行い，その結果を公表するものとする。

2 前項の規定による評価の結果を踏まえた附属小学校の児童の保護者その他の附属小学校の関係者（以下「学校関係者評価員」という。）による評価を行い，その結果を公表するように努めるものとする。

3 校長は，前二項の規定による評価を行った場合は，その結果を教育学部長に報告するものとする。

4 学校評価及び学校関係者評価員に関する事項については，別に定める。

(学年)

第11条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を分けて次の学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 学年中の休業日は，次の各号のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 開学記念日 10月1日

(4) 学年始めの休業 4月1日から4月7日まで

(5) 夏季休業 7月21日から8月31日まで

(6) 冬季休業 12月25日から1月7日まで

(7) 学年末休業 3月25日から3月31日まで

(8) その他校長が特に休業を必要と認める日

2 校長は，教育上必要があり，かつ，やむを得ない理由があるときは，休業日を変更することができる。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは，校長は，臨時に授業を行わないことができる。

(入学の時期)

第14条 入学の時期は，学年の始めとする。

(入学許可)

第15条 入学は、入学志願者について選考を行い、校長が許可する。

2 選考の方法については、別に定める。

(転入学)

第16条 校長は、児童に欠員がある場合、転入学を許可することができる。

2 転入学について必要な事項は、別に定める。

(転学、休学及び復学)

第17条 転学、休学又は復学しようとする者は、その事由を付して校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(検定料)

第18条 入学を志願する者は、入学願書に添えて検定料を納めなければならない。

2 検定料は、大分大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年規程第91号）で定める額とする。

3 既納の検定料は、返還しない。

(懲戒)

第19条 校長は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第26条第2項及び第3項の規定により、校則に違反し、又は児童としての本分に反する行為をした者に対し、懲戒を加えることができる。

2 前項の懲戒は、退学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなく出席常でない者

(3) 本校の秩序を乱し、その他児童としての本分に著しく反した者

(出席停止)

第20条 校長は、次の各号のいずれかに該当する児童の保護者に対し、当該児童を出席停止とする措置を講ずることができる。

(1) 感染症の罹患又はその疑い並びにその恐れがある児童

(2) 次に掲げる行為の一つ又は二つ以上を繰り返し行う等性行不良があつて他の児童の教育に妨げがあると認められる児童

ア 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

イ 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

ウ 施設又は設備を損壊する行為

エ 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 校長は、前項第2号の規定により出席停止を行う場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間等を記載した文書により通知しなければならない。

3 校長は、出席停止の措置に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

(教育課程)

第21条 教育課程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及びその他の法令に基づき、校長が編成する。

(教科用図書)

第22条 教科用図書は、校長が定める。

(修了及び卒業)

第23条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価しなければならない。

2 成績の評価に関する基準は、校長が別に定める。

3 校長は、各学年の課程を修了したと認めた者に修了証書を、全課程を修了したと認めた者に卒業証書を、それぞれ授与するものとする。

(雑則)

第24条 この校則に定めるもののほか、附属小学校に関して必要な事項は、校長が別に定める。

(校則の改廃)

第25条 この校則の改廃は、校長の申出により教育学部長が行う。

附 則

この校則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年教育福祉科学部規程第1号)

この校則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年教育福祉科学部規程第1号)

この校則は、平成20年2月19日から施行し、この校則による改正後の大分大学教育福祉科学部附属小学校校則の規定は、平成19年12月26日から適用する。

附 則 (平成20年教育福祉科学部規程第5号)

この校則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年教育福祉科学部規程第13号)

この校則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年教育福祉科学部規程第3号)

1 この校則は、平成24年6月13日から施行し、この校則による改正後の大分大学教育福祉科学部附属小学校校則の規定は、同年4月1日から適用する。

2 第3条に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収容定員	720	705	690	675	660	645	630

附 則 (平成27年教育福祉科学部規程第7号)

この校則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年教育福祉科学部規程第3号)

この校則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年教育学部規程第14号)

この校則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年教育学部規程第20号)

この校則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年教育学部規程第25号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年教育学部規程第4号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年教育学部規程第2号）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度から令和10年度までの収容定員は、改正後の大分大学教育学部附属小学校校則第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収容定員	615人	600人	585人	570人	555人